

## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズスーパーモール川島（専門店棟）

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ジンズ 代表取締役 田中仁

群馬県前橋市川原町二丁目二十六番地四

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市小針四丁目九番一号 外 計三者

（変更後）株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水大輔

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号 外 計四者

#### ハ 変更年月日

令和五年七月一日外

#### ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

#### 二 縦覧期間

令和五年三月三十一日から令和五年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月三十一日から令和五年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課